

活 動 方 針 案

2016, 2. 13

1 目的

- ① 私たちは、同じ福島原発事故の被害者として、連帯して闘いを進めます。
- ② 私たちは、福島原発事故を引き起こした国と東京電力の法的責任を司法の場で徹底的に追及し、原状回復と完全な賠償を求めます。
- ③ 私たちは、裁判所に対し、早期の被害回復につながるよう、被害実態を直視した充実した審理を求めます。
- ④ 私たちは、悲惨な福島原発事故の被害者として、原発による被害の根絶を求めます。
- ⑤ 私たちは、国などの行政に対し、避難指示の解除をはじめとする帰還促進政策の見直し、避難用住宅の長期・無償提供、放射能汚染地域における被ばくを防ぐ対策の拡充及び医療・健康対策の確立などの長期的な被害者救済策を要求します。

2 名称 「原発被害者訴訟原告団全国連絡会」 (略称) 「原発訴訟全国連」

3 構成 東京電力または国の責任を前提に原発被害の損害賠償を請求する訴訟の原告団及び原告団に準ずる原告により構成する。

4 体制 (1) 各原告団の代表が協議し、民主的に運営する。

(2) 役員として次のとおり定める。

全国連共同代表・・・各原告団の代表から数名

事務局長・・・1名

会計・・・1名

事務局・・・若干名

(3) 各地弁護士に運営をサポートするための協力を求めることが出来る。

5 財政は、当面、カンパでまかない、引続き協議し、協力し合う。

以 上

原発被害者訴訟原告団連絡会

共同代表予定者

2016. 2. 13

早川篤雄（福島原発避難者訴訟原告団長）

鴨下祐也（福島原発被害東京訴訟原告団長）

村田弘（福島原発かながわ訴訟原告団長）

森松明希子（原発賠償関西訴訟原告団代表）

金本友孝（原発事故被害救済九州訴訟原告団代表）

中島孝（「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟原告団団長）